社団法人 全国木材組合連合会

定款

昭和29年3月10日任意団体として発足
昭和31年5月25日第3回通常総会において法人に組織変更
昭和31年7月24日社団法人許可
昭和33年6月12日一部変更
昭和33年7月20日認可
昭和34年6月12日一部変更
昭和42年5月28日一部変更
昭和50年5月27日一部変更
昭和51年2月4日認可
昭和52年10月26日一部変更
昭和53年2月7日認可
昭和59年3月27日一部変更
昭和59年5月8日認可
平成11年11月12日一部変更
平成11年12月17日認可
平成15年5月8日一部変更
平成15年8月19日認可

第1章　総　　則

（目　的）

第１条　社団法人全国木材組合連合会（以下「連合会」という）は都道府県木材組合連合会等の木材業者及び製材業者の組合が組織する団体を会員とし、全国の木材業者及び製材業者の間に緊密な連絡を保持して、その資質と識見の向上に努めるとともに業界の世論を結集し、これを代表して木材業及びその関連諸産業の健全な発展を図りもって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第２条　連合会は本条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）全国の木材業及び製材業者の間における要望、意見情報等を収集し、交換し又は総合調整すること。

（２）木材業及び製材業の健全な発展のための意見を公表しこれを関係方面に具申し又は建議すること。

（３）木材業及び製材業並びにその関連諸産業の動向に関する調査研究を行いその結果を発表すること。

（４）木材貿易振興のために海外の経済事情を調査し又は海外業者との取引の仲介若しくは斡旋を行うこと。

（５）木材業及び製材業並びにその関係諸産業に関する知識を普及するため講演会を開催すること。

（６）木材業、製材業等の生産性の向上のために技術又は技能の普及を図ること。

（７）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく格付及び製造業者の認定。

（８）木材業及び製材業者相互の福利厚生を図ること。

（９）木材業関係法令に関する知識を普及すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか連合会の目的を達成するために必要な事業。

（事務所）

第３条　連合会は主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目４番３号に置く。

2．連合会は理事会の議決を経て従たる事務所を置くことができる。

(通知又は催告)

第4条　連合会の会員又は役員に対する通知又は催告は会員名簿に記載したその者の住所又は居所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を連合会に通知したときはその場所）あてにしなければならない。

2．前項の通知又は催告は通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

第2章　会　　員

(資　格)

第5条　連合会の会員たる資格を有する者は、木材業、製材業若しくは特殊木材業を営む者をもって組織する団体であって、連合会の目的に賛成するものとする。

(加　入)

第6条　連合会に加入しようとする者は、加入につき連合会の承諾を得て、加入金及び会費を納めたときに会員となる。

(会　費)

第7条　連合会は総会の議決を経て定めるところにより会員に会費を賦課することができる。

2．連合会は総会の議決を経て定めるところにより、会費の納入を怠った会員に対しては過怠金を課することができる。

(脱　退)

第8条　会員は90日前までに予告し、事業年度の終において連合会から脱退することができる。

2．会員は次の事由によって脱退する。

（1）会員たる資格の喪失

（2）解散

（３）除名
（４）破産
３．会員の脱退の場合において、既納の入会金、会費その他拠出金品は、これを返還しない。

(除　名)

第９条　連合会は左の各号の一に該当する会員を総会の決議によって除名することができる。この場合は連合会にその会員に対してその総会の会日の10日前までにその旨を通知しかつ総会において弁明する機会を与えなければならない。
（１）長期間にわたって会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員
（２）連合会の体面を傷つけ又は連合会の目的遂行に反する行為を行った会員

(賛助会員)

第10条　連合会の目的に賛同する者は、連合会の承諾を得て、賛助会員となることができる。
２．賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
３．賛助会員は次の各号の事由の一に該当するときは、連合会を脱退する。
（１）賛助会員から脱退の申出があったとき
（２）解散したとき
（３）除名されたとき
（４）破産宣告を受けたとき
４．賛助会員の脱退の場合において、既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
５．第9条の規定は、賛助会員について準用する。

第３章　役　員　等

(役　員)

第11条　連合会に次の役員を置く。
（１）理　　事　55名以上60名以内、理事のうち１名を会長、９名を副会長、

１名を専務理事、２名以内を常務理事とする。

（2）監　　事　２名以上３名以内

（役員の職務）

第12条　会長は連合会を代表し会務を総理する。

2．副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3．専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは定められた順位によりその職務を代行し、会長、副会長が欠けたときはその職務を行う。

4．理事は理事会において議決権を行使し、会長の委任する特別の会務を処理する。

5．監事は連合会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（監事の兼務の禁止）

第13条　監事は会長、副会長、専務理事、常務理事、理事又は職員の職を兼ねてはならない。

（役員の任免）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2．理事のうちから、会長、副会長、専務理事、常務理事を互選する。

3．理事のうち、同一親族（３親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の３分の１を超えてはならない。

4．連合会は、役員が連合会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、連合会はその総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

（役員の任期）

第15条　役員の任期は２年とする。

2．役員は再選することができる。

3．任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

4．補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

（役員の報酬等）

第16条　役員の報酬は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2．役員には費用を弁償することができる。

3．前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

（顧問相談役参与）

第17条　会長は常時連合会の重要事項に関し助言を求めるため顧問、相談役、参与を置くことが出来る。

（規　約）

第18条　支部、委員会及び事務局の組織及び運営その他の連合会の業務の執行について必要な事項は定款で定めている事項を除き理事会の議決を経て会長が規則で定めることができる。

第4章　総　　会

（総会の招集）

第19条　会長は毎事業年度1回以上通常総会を招集しなければならない。

2．会長は必要があると認めるときは何時でも臨時総会を招集することができる。

3．会員が総会員の5分の1以上の同意を以て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

4．総会の招集は少なくとも会日の10日前までに会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

（総会の権能）

第20条　この定款に別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）会員の除名

（４）役員の解任

（５）会費、入会金、使用料及び手数料の賦課額及び徴収方法の決定

（総会の議長）

第21条　総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。

（総会の議事）

第22条　総会は、総会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

２．総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

３．総会においては第19条４項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

ただし出席者の３分の２以上の同意があった場合にはこの限りでない。

（総会の特別決議）

第23条　第20条第１号から４号までの事項については、出席者の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

（議決権）

第24条　会員は総会においておのおの一個の議決権及び選挙権を有する。

２．会員は第19条第４項の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、会員でなければ代理人となることができない。

３．前項の規定により議決権を行う者は総会における出席者とみなす。

４．第２項の代理人は、代理権を証する書面を連合会に提出しなければならない。

（議事録）

第25条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、出席者のうちからその総会において選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使した場合にあっては、その旨を附記すること。）

（３）議案（審議事項及び議決事項）

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

第５章　理　　事　　会

（理事会の構成等）

第26条　連合会に理事会を置く。

２．理事会は理事をもって組織する。

３．会長は必要があると認めるとき又は理事が総理事の５分の１以上の同意を得て請求したときは、その請求があったときから７日以内に理事会を招集しなければならない。

４．理事会の招集は少なくとも会日の５日前までにすべての役員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

５．理事会に於ける理事の議決権は、おのおの１個とする。

６．理事会の議長は会長がこれに当たる。

７．監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第27条　この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会で議決した事項の執行に関すること。

（３）諸規則の設定、変更又は廃止に関すること。

（規定の準用）

第28条　第22条第１項及び第２項並びに第25条の規定において、総会とあるのは理事会と読み替える。

第６章　事務局等

（支　部）

第29条　連合会に会員が住所を有する地方ごとに支部を置くことができる。

２．会員は会員の住所を有する地方に係る支部に属するものとする。

３．支部の区分、組織及び運営について必要な事項は規定で定める。

（委員会）

第30条　連合会には規則の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

（事務局）

第31条　連合会に事務局を置く。

２．事務局に庶務を処理するために必要な職員を置く。

３．事務局の組織及び運営について必要な事項は規定で定める。

（定款その他の資料の備付及び閲覧）

第32条　連合会は次に掲げる資料を主たる事務所に備えておかなければならない。

（１）定款

（２）会員名簿

（３）役員名簿

（４）事業報告書

（５）収支計算書

（６）正味財産増減計算書

（７）貸借対照表

（８）財産目録

（９）事業計画書

(10) 収支予算書
(11) 会員の異動に関する書類
(12) 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
(13) 許可、認可等及び登記に関する書類
(14) 定款に定める機関の議事に関する書類
(15) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
(16) その他必要な帳簿及び書類

2. 会員名簿に各会員について氏名又は名称及び住所又は居所並びに加入年月日を記載しなければならない。

3. 第1項第1号から第10号までの資料は原則として、一般の閲覧に供しなければならない。この場合に正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第7章　資産及び会計

(事業年度)

第33条　連合会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(経費の支弁等)

第34条　連合会の経費は、会費、入会金、使用料、手数料、過怠金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 第2条第7号に掲げる事業に係る経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(資産の構成)

第35条　連合会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 財産目録に記載された財産
(2) 入会金、会費及び賛助会費
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収入
(5) 資産から生じる収入
(6) その他の収入

（資産の管理）

第36条　連合会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（使用料及び手数料）

第37条　連合会は総会の議決を経て定めるところにより使用料及び手数料を徴収することができる。

（長期借入金）

第38条　連合会はその事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、正味財産の額を限度として、長期借入金（１年間以上の借入金をいう。）の借入をすることができる。

（事業計画及び予算）

第39条　会長は毎事業年度前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経なければならない。

２．前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

３．前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

（事業報告及び決算）

第40条　会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の１週間前までに、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

（１）事業報告書

（２）収支計算書

（３）正味財産増減計算書

（４）貸借対照表

（５）財産目録

２．監事は前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成しなければならない。

3．会長は第１項の書類及び前項の監査報告書について、事業年度開始の日から２ヶ月以内に総会を開催し、その承認を得なければならない。

（報　告）

第41条　会長は毎事業年度開始の日から３ヶ月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

（１）前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

（２）前年度末の財産目録及び貸借対照表

（３）前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書

（４）前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

第８章　定款の変更、解散及び残余財産の処分

（定款の変更）

第42条　この定款の変更は、農林水産大臣の許可を受けなければその効力を生じない。

（解　散）

第43条　連合会は民法第68条第１項第２号から第４号まで及び第２項第２号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

（解散の場合の財産処分）

第44条　連合会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長、副会長、専務理事及び常務理事が精算人となる。ただし総会において他の者を選任したときは、この限りでない。

2．精算人は財産処分の方法を定め、総会の決議を得て、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

3．総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、精算人は農林水産大臣の許可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

4．債務を弁済してなお残余財産がある場合は、連合会の目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

附　則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年12月17日）から施行する。

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成15年８月19日）から施行する。